

# 名古屋市教育委員会臨時会

平成23年3月1日  
午後2時00分  
教育委員会室

## 議 案

- 第 7号議案 名古屋市科学館処務規則の一部を改正する規則案
- 第 8号議案 名古屋市教育振興基本計画の策定について
- 第 9号議案 名古屋市立学校設置条例の一部改正について
- 第10号議案 名古屋市名城庭球場条例の一部改正について
- 第11号議案 指定管理者の指定について
- 第12号議案 名古屋市総合体育館条例の一部改正について
- 第13号議案 名古屋市体育館条例の一部改正について
- 第14号議案 名古屋市スポーツトレーニングセンター条例の一部改正について
- 第15号議案 名古屋市港サッカー場条例の一部改正について
- 第16号議案 名古屋市瑞穂運動場条例等の一部改正について
- 第17号議案 平成23年度当初予算について

## 出席者

坂 井 克 彦 委員長  
三 林 久 美 委 員  
永 井 幸 代 委 員  
古 川 隆 委 員  
野 田 敦 敬 委 員  
伊 藤 彰 教育長

教育次長始め、事務局職員31名

(坂井委員長)

ただ今から、教育委員会臨時会を開催いたします。

最初にお諮りいたします。第9号議案から第17号議案は、名古屋市教育委員会会議規則第6条の規定に基づき非公開にて審議し、会議録につきましても、議会に上程されるまでの間に限り、非公開としたいと思いますが、いかがでしょうか。

(各委員)

異議なし

(坂井委員長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます

次に、議事運営についてお諮りいたします。

第12号議案から第16号議案につきましては、スポーツ施設への共通券及び利用料金制度導入に関する議案となりますので、一括して審議したいと思いますが、いかがでしょうか。

(各委員)

異議なし

(坂井委員長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます

それでは、第7号議案「名古屋市科学館処務規則の一部を改正する規則案」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(太田総務課長)

第7号議案「名古屋市科学館処務規則の一部を改正する規則案」についてご説明いたします。

科学館は、理工館、天文館を取り壊して生命館と一体の建物に改築され、平成23年3月19日に新館がオープンいたします。

今回の規則改正は、生命館、理工館、天文館という名称が条例から削除されたことに伴い、処務規則上もこうした名称をご覧のとおり改めるものでございます。

(坂井委員長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問がございましたらお願いしたいと思います。まず、なぜ名称をなくすのですか。

(坪井科学館総務課長)

条例上は名称を削除いたしますが、生命館、理工館、天文館という名称は現実的には使用します。条例に規定するには細かいということがありまして、例えば展示物の大幅な更新等が将来計画されるということもございます。そういった時に、天文館と称したところが天文部門の展示物だけで済むのか、理工館と称したところが理工部門の展示物だけで済むのかということもありますので、これまではそういった配置になっておりましたが、条例上からは名称を削除するというところでございます。

(坂井委員長)

他にご意見もないようですので、第7号議案につきましては、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし

(坂井委員長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます

次に、第8号議案「名古屋市教育振興基本計画の策定について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(勝間企画経理課長)

第8号議案「名古屋市教育振興基本計画の策定について」ご説明いたします。

計画の策定にあたり、別紙のとおり計画案を提出させていただきました。

計画案につきましては、委員の皆様にご協議をいただいた後、1月25日から2月25日までパブリックコメントを実施いたしましたので、本日はパブリックコメントの結果や修正箇所についてご説明いたします。

まず、計画の概要でございますが、議案に掲載しましたとおりでございます。

続きまして、計画案のほかにお配りしております、右肩に参考資料1と記載された資料をご覧ください。「名古屋市教育振興基本計画（案）」に対する市民意見についてでございます。

「1 パブリックコメントの結果の概要について」の（1）意見募集期間は、平成23年1月25日から2月25日まででございます。

（2）市民意見数でございますが、持参・郵送などで108人の方から、あわせて183件のご意見をいただきました。寄せられた市民意見の内訳は、ア 計画全体に関する意見が8件、イ 「なごやっ子」としての資質を育む“学び”の提供についての意見が54件、ウ 教育環境の整備と、教員の意欲・資質の向上についての意見が96件、エ 学校・家庭・地域の連携についての意見が6件、オ 教育関連制度の改革・改善についての意見が10件、カ 生涯を通じた学びの支援についての意見が3件、キ その他計画と関連性がない意見が6件となっております。

2ページをご覧ください。「2 パブリックコメントへの対応について」でございます。

（1）意見への対応の概要では、183件の意見について、その対応ごとに分類しております。A 計画を修正する意見はありませんでしたが、B 計画にすでに登載済の意見では、「部活動を外部の人が指導する体制づくりをもっと進めてほしい」など、91件ございました。また、Cの「子どもとふれあう時間を増やすため、何らかの形で、学校の職員を増やしてほしい」など、今後、事業を実施していく際に参考とさせていただくようなご意見が86件ございました。その他、Dにあるように、「今必要なものは減税ではなく経済的弱者への支援である」など、今回の計画と関連性がない意見も6件ございました。

これら183件の意見については、3ページから9ページまでに、市民意見の内容ごとに分類して、本市の対応区分を付して掲載しております。こちらについては、教育委員会としての回答を付して、計画公表時にあわせて公表してまいりたいと考えております。

続きまして、参考資料2をご覧ください。「名古屋市教育振興基本計画（案）の主な修正点」でございます。1月19日にお示しした計画案から修正した点を掲げております。計画案の冊子とあわせてご覧いただきたいと思います。

まず、冊子の19ページ「施策2」です。基礎基本を身に付け、主体的に学力を伸ばしていこうとしていることを、めざす姿としておりますが、この施策名について、施策の趣旨

を明確にするため、事業内容を「創造性あふれる心やチャレンジ精神を育みます」と修正しております。

次に、同じく19ページの事業名の3つめをご覧ください。「学力向上サポート事業」でございますが、計画案では「学力向上支援事業」としておりましたが、予算案と整合性を図るため、事業名を「学力向上サポート事業」に修正しております。

次に、29ページをご覧ください。施策6のめざす姿の囲みの中、成果指標の3つめでございますが、計画案の段階では現状値がないものを掲げておりましたが、現状値があり、めざす姿への達成度をより把握しやすくするため、成果指標を「日本語指導が必要な児童生徒のうち、日本の学校になじむことができたと感じている児童生徒の割合」に修正しております。

次に、33ページをご覧ください。事業の1つめ「日本語指導が必要な児童・生徒の支援」でございますが、こちらも予算案と整合性を図るため、計画案の時点での事業名「日本語教育が必要な児童生徒への対応」から修正しております。

次に、39ページをご覧ください。事業の1つめ「教員採用」でございます。事業内容の1つめについて、豊かな人間性を備え、使命感あふれる教員を確保する事業の趣旨を明確にするため、事業内容を「教育に対する情熱・使命感を持った教員を採用します」に修正しております。

同じく冊子の39ページです。参考資料は2ページをご覧ください。事業の3つめ「教員研修」でございます。事業内容について、教員養成の事業趣旨を明確にするため、「子どもから慕われ、尊敬されるとともに保護者から信頼される教職員の育成を図ります」に修正しております。

右側40ページをご覧ください。事業の1つめ「時代に合った魅力ある事業手法の開発・普及」でございます。事業内容について、子どもたちが自ら学ぶ力を育むという事業趣旨を明確にするため、「魅力ある授業手法の開発・普及を図ります」に修正しております。

続きまして、42ページをご覧ください。事業の1つめ「元気な学校づくりプロジェクト」でございます。計画案での事業名は「学校をサポートする体制の整備」でございましたが、事業名を修正するとともに、2つの事業を追加しております。「学校だけでは解決できない困難な課題の解決」、「名古屋市教職員メンタルヘルス計画（仮称）の検討」の2つの事業を追加いたしました。

47ページをご覧ください。「制度改革に向けての要望」でございますが、事業趣旨を明確にするため「県へも、本市の実情に応じて、円滑な権限委譲が進められるよう働きかけます」と事業内容を修正しています。

説明は以上でございます。本日、ご議決をいただいた後、パブリックコメントに対する回答を付した上で、今年度中に計画を市ホームページなどで公表してまいりたいと考えております。

(坂井委員長)

教育振興基本計画については以前も協議しておりますが、若干の修正があったとの説明がありました。字句の修正や意味合いを明確にしたということですが、修正点やパブリックコメントの意見・回答について、ご意見やご質問はございますか。

(野田委員)

資料1の市民意見の区分のウ 教育環境の整備と、教員の意欲・資質の向上についてのご意見が多かったということで、さらに細かく見ていくと、2桁件数があるところ、まず4ページが一番上にある5番、きめ細かい指導をするために指導を手助けする人を増やしてほしいといった意見。それから2桁まではいきませんが、9件の意見がある一番下20番の35人学級。少し違うかもしれませんが、5ページの21件ある老朽化による大規模改造。次の6ページの10番、20件ありますが、先生方が関わる事務処理の簡略化を進めてほしいといった意見。全体的に見て、一人ひとりの先生方が安心して子どもと向き合える時間を今後とも確保してほしいという意見が強いと思います。先ほどの35人学級は予算が関係するためCになっていますが、あとはだいたいBとなっているため、実施に向けて重点的に進めてほしいと思います。

(勝間企画経理課長)

確かに多くの件数の意見をいただいております、委員からご指摘のあったように、こういったものについては今後とも教育委員会として拡充していきたいと考えております。後ほど平成23年度予算をご説明させていただきますが、支援講師の派遣ですとか、校舎の老朽化に対する大規模改造についても対応を進めているといった状況でございます。

(永井委員)

22年度の現状と目標が掲げてありますが、それぞれどのように試算を行っているのでしょうか。

(勝間企画経理課長)

現状の数値がベースになっておりまして、将来、これらの事業を進めていくにあたって、どれくらい伸ばしていくのが望ましいかという目標値をとらえております。

(永井委員)

小数点1位まで出るのが不思議だと思い、例えば78.6%という目標と言われると、私たちの平均値を考えて、だいたいここまで持っていきたいという感覚なのか、10%くらい伸ばそうと思っているという感覚なのか、それぞれ課題によって違うとは思いますが、どのような決め方をしているのでしょうか。

(勝間企画経理課長)

それぞれ個別に小数点以下まで出せるものは出しておりますし、外発的というものはなかなか難しいですが、1つ1つ現状値や年間通して行う事業を比べて、どれくらい達成可能なかというようなどころで見えております。はっきりと小数点以下が出ないものにつきましては、丸めて整数にしております。それぞれの目標ごとに個別の考え方を持っていて設定しております。

(永井委員)

予算や人数がある程度分かるものは細かい数字が出るということでしょうか。

(勝間企画経理課長)

そうです。

(早瀬総務部長)

現状の数値については、例えば市民世論調査や過去に教育委員会が行った調査に基づく数値を持っており、小数点以下の数値がはっきり出ているものもあります。今後4年間の計画ですので、目標として1年に1%、4年で4%を上積みするなどそれぞれ考え方があります。また、施策の段階では事業が多いため、1つの課だけではなく、関係課が協議を行い、お互いが数字を出し合って決定しております。

(野田委員)

今回の基本計画では、義務教育だけではなく生涯を通じた学びの支援まで広げておりますが、生涯学習に対するパブリックコメントについて、参考資料1を見ると3件しかありません。これをどう評価するかですが、私は基本計画の中に生涯学習に向けた取り組みが十分盛り込まれていたため、それほどなかったのかと思います。最初に生涯学習を基本計画に入れた段階ではそれほど広がっていなかったかもしれませんが、一定の成果があったのだと思います。

(坂井委員長)

パブリックコメントの対応区分のBは既に計画に載っているもので、Cはこれから事業を実施していく上で参考にしていくということですが、Cの中にも軽重があって、特にいい意見をいただいたので来年度から実施しようというものはありますか。

(勝間企画経理課長)

Cの区分は今後事業を実施していく中で参考にしていったらどうかというのですが、特に予算で対応しなければいけないような大きなものや計画を修正するようなものではありませんでした。実施方法を考える中で取り込めたらよいと考えております。

(学校教育部長)

先ほどの目標の設定に関する補足説明ですが、いわゆる学校教育には2つあり、新規事業や配置事業は100%そうしたいということですが、継続事業につきましては、過去の伸び率の実態で、今までの傾きをさらに上へあげたいということで計算した数値が少数点になっております。過去の4年間は微増であったものは、倍にしたいなどそれぞれの思いがあります。何でも100%というわけにはいかないもので、これまでの取り組みをもう少し、あるいは大幅に変えたいというものについては、かなり細かく出しております。ただし、新規事業の発達障害対応支援員の派遣などは100%というように、2種類の目標設定があることをご承知おきください。

(三林委員)

パブリックコメントへの対応がA B C Dと4種類あるうち、結果としてはB C Dの3種類しかありませんが、Bは登載済で、Dは関連がないということでよいが、Cの幅が広いのではないかという感覚があります。見ていると予算上不可能なものもいくつかあったり、現実的に見込めそうなものもあったりするため、86件が一律に扱われるのが雑ぱく過ぎるような気がする。もう少しきめ細かく対応の仕方を分けた方が誠意を感じられるのではないのでしょうか。参考にするという言い方は、市民からするとただ聞いただけで反映されているかわかりづらいところがあるため、実際に施策を進めていく現場の段階でやれそうなものを振り分けできるような気がするため、全てを参考とするという言い方がいいのかどうかを今後は検討してもいいのではないかと思います。

(坂井委員長)

参考にするというのは日本語として素っ気ない気がします。こういう意見があるので、何かの時に参考にしましょうという程度だと受け取られると、事務局としても本意じゃないのではないのでしょうか。

(勝間企画経理課長)

本日は間に合っておりませんが、現在、各課でパブリックコメントに対する回答を用意しているところです。今後まとめていく中で、より市民の方に対して丁寧に回答を作成するよう心掛けてまいります。

(伊藤教育長)

市民公開をする際にはもう少し丁寧な資料を作るということです。これは概略の資料で、公開する際は1件ずつわかりやすくしたいと思います。

(早瀬総務部長)

番号1つ1つに対して、教育委員会の現時点での考え方を付す予定です。4年間を見据えた計画を作っておりますが、例えば4ページの12番にありますように、30人学級を他の学年にも広げてほしいという意見も、すぐには出来ませんが、愛知県との関係の中で、また国の動向を受けて、どのように動いていくかわかりませんので、4年の中で状況が変われば当然対応をするということはありません。本日は先週末までのパブリックコメントを振り分けたものをお示しいたしましたが、今後回答を作成し、1つ1つについて真摯に検討を重ねていくべきものは検討を行ってまいります。

(伊藤教育長)

基本計画自体は今年度中に公表いたしますが、市民意見に対する回答については、計画と切り離して、1つ1つに回答を付したものをウェブサイトで公表いたします。

(坂井委員長)

せっかくいただいたご意見ですので、生かせるものは生かしていただければと思います。

他にご意見もないようですので、第8号議案につきましては、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし

(坂井委員長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

第9号議案から第17号議案までは非公開にて審議されたため、名古屋市教育委員会会議規則第12条の規定により、会議録は別途作成。

午後3時43分閉会

# 名古屋市教育委員会定例会

平成23年3月1日  
午後2時00分  
教育委員会室

## 議案

- 第9号議案 名古屋市立学校設置条例の一部改正について
- 第10号議案 名古屋市名城庭球場条例の一部改正について
- 第11号議案 指定管理者の指定について
- 第12号議案 名古屋市総合体育館条例の一部改正について
- 第13号議案 名古屋市体育館条例の一部改正について
- 第14号議案 名古屋市スポーツトレーニングセンター条例の一部改正について
- 第15号議案 名古屋市港サッカー場条例の一部改正について
- 第16号議案 名古屋市瑞穂運動場条例等の一部改正について
- 第17号議案 平成23年度当初予算について

## 出席者

坂井克彦 委員長  
三林久美 委員  
永井幸代 委員  
古川隆 委員  
野田敦敬 委員  
伊藤彰 教育長

教育次長始め、事務局職員31名

(坂井委員長)

次に、第9号議案「名古屋市立学校設置条例の一部改正について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(太田総務課長)

第9号議案「名古屋市立学校設置条例の一部改正について」をご説明いたします。

改正内容は、西区の平田幼稚園を今年度末に廃止するものでございます。

小学校との併設園のうち、在籍率の低い幼稚園について見直しを進めておりますが、平田幼稚園は、園児数の確保が困難であること、さらに、周辺にある幼稚園の在籍率など、地域の状況を総合的に勘案した結果、廃止するものでございます。

(三林委員)

西区には平田幼稚園以外にも市立幼稚園はありますか。

(朝倉主幹 (高等学校・幼稚園教育))

第三幼稚園と比良西幼稚園があります。

(三林委員)

募集しなかった4歳児はどちらかに行ったということでしょうか。

(朝倉主幹 (高等学校・幼稚園教育))

周辺の幼稚園に通われていると思います。

(坂井委員長)

市立幼稚園は削減する方向なのか、あるいは幼児の増減に対応しているのでしょうか。

(西淵教職員課長)

平成15年度から平成16年度にかけて今後の市立幼稚園のあり方に関する会議を開きました。その中で、併設の幼稚園で在籍が少ないところは閉園するという方針が出されました。あと2つの併設園がありますが、ある程度の幼児が在籍しているため、今後の方針は検討中です。

(坂井委員長)

しばらく閉園するところはないですか。

(西淵教職員課長)

現在は検討中の段階です。

(坂井委員長)

他にご意見もないようですので、第9号議案につきましては、原案どおりご異議なしとお認めしてよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし

(坂井委員長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

次に、第10号議案「名古屋市名城庭球場条例の一部改正について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(太田総務課長)

第10号議案「名古屋市名城庭球場条例の一部改正について」をご説明いたします。

改正内容は、名城庭球場の駐車場を有料化するものでございます。

名城庭球場は、無償貸与をうけた国有地に設置している施設でございます。

営利目的での運営が禁止され、駐車場の使用料は不徴収とする指導を受けてきたことから、他のスポーツ施設等の駐車場が有料化される中で無料のままでした。

こうしたことから、東海財務局と調整を進めてまいりましたところ、このたび了承を得ることができたものでございます。

駐車台数は23台、使用料の額は1回300円で、30分以内の駐車は無料といたします。

なお、施行期日は平成23年7月1日でございます。

(坂井委員長)

名城庭球場の駐車場は名古屋市の施設で唯一無料ですか。

(小山主幹 (スポーツ施設))

スポーツ施設のうち、香流橋プールや山田西プールなどの還元施設は無料となっております。また、志段味スポーツランドや港サッカー場は収益性の面で無料としております。

(坂井委員長)

他にご意見もないようですので、第10号議案につきましては、原案どおりご異議なしとお認めしてよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし

(坂井委員長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

次に、第11号議案「指定管理者の指定について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(小山主幹 (スポーツ施設))

名古屋市港プール始め8つの屋外冷水プールの指定管理者を指定するにあたり、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があるため、このことについて教育委員会のご意見をお聞きするものでございます。参考資料をご覧ください。候補者の選定にあたりましては、名古屋市プール条例及び規則に基づいて公募を行い、応募があった4者、17件について、10月19日から3回にわたって指定管理者選定委員会を開催し、審査をいたしました。指定管理者選定委員会は、外部委員4名と教育委員会事務局職員3名で構成され、条例に定める選定基準である、「平等利用の確保」、「施設の設置目的の効果的達成」、「管理経費の縮減」、「物的及び人的能力」などについて書類審査及びヒアリング審査を行い、総合評価をした上で指定管理者を選定いたしました。この結果、港プール

始め2プールにつきましてはシンコースポーツ株式会社、名城プール始め4プールにつきましては株式会社JPN、熱田プール始め2プールにつきましては財団法人名古屋市教育スポーツ協会を指定管理者として選定し、議案として上程しようとするものでございます。

(古川委員)

4者からしか応募がなかったようですが、どのような形で募集を行ったのでしょうか。

(小山主幹(スポーツ施設))

冷水プールは2年ごとの指定を行っており、今回で4回目の公募となります。市のホームページや告示、記者クラブへの情報提供により周知を図り、4者からの応募があったものです。

(古川委員)

年間でどれくらいの金額ですか。

(小山主幹(スポーツ施設))

4月から6月にかけて、修繕やプール施設の人員募集、広報にかかる経費と7、8月の管理運営にかかる経費で約1,100万円です。

(坂井委員長)

他にご意見もないようですので、第11号議案につきましては、原案どおりご異議なしとお認めしてよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし

(坂井委員長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

次に、第12号議案から第16号議案を一括して議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(太田総務課長)

第12号議案から第16号議案までの条例改正は、改正内容が共通していますので一括してご説明いたします。

お手元に参考資料として、1ページに「主な改正内容」、2ページに「議案の概要」、3ページに「利用料金制度及び共通券導入施設一覧」を配布させていただいております。

1ページをご覧ください。

主な改正内容は3点ございます。

1点目は、利用料金制度の導入についてでございます。スポーツ施設において、指定管理者の切替時期にあわせて利用料金制度を導入するものでございます。今回の改正は、平

成24年4月1日に指定管理者が切り替わる施設を対象とするものでございます。

3ページをご覧ください。

今回の条例改正は、平成24年4月1日に指定管理者が切り替わる市体育館を始め9施設を対象に利用料金制度を導入するものでございます。総合体育館につきましては、平成16年4月1日に既に導入済みでございます。

なお、平成26年4月1日に指定管理者が切り替わる施設については、その時期にあわせて利用料金制度導入のための条例改正を行う予定です。

恐れ入りますが、1ページをご覧ください。

2点目は、共通券の導入についてでございます。スポーツ施設のプール、トレーニング室及び弓道練習場について、利用者の利便のために、平成24年4月1日から共通使用ができる回数券及び定期券を設けるものでございます。

3点目は、施行等についてでございます。

利用料金制度の施行につきましては、利用料金の額は条例で定める基準額に0.7から1.3を乗じて得た額までの範囲内で、指定管理者が教育委員会の承認を得て定めることとなっておりますので、利用料金の承認や指定管理者が利用料金を定めるために必要な手続は、条例改正の施行前においても行うことができるようにするものでございます。

共通券の施行につきましては、今回の条例改正の前に購入された、プール、トレーニング室及び弓道練習場の回数券及び定期券は、利用者の利便のため、条例改正後の共通券とみなすものでございます。

(坂井委員長)

利用料金制度とは、全国的に行われているものですか。

(小山主幹 (スポーツ施設) )

平成15年度に指定管理者制度ができましたが、全国のスポーツ施設でも導入されており、本市においても文化小劇場などで導入されております。

(坂井委員長)

導入後の方がメリットがあるのでしょうか。

(小山主幹 (スポーツ施設) )

教育委員会が所管するスポーツ施設では、総合体育館に平成16年度から導入しておりますが、利用者数が増加しており、効率的な運営により、経費節減が進んでおります。市民サービス向上として、例えばトイレについて、洋式の温水シャワーなどを自ら取り入れるなど、効果が上がっております。

(坂井委員長)

他にご意見もないようですので、第12号議案から第16号議案につきましては、原案どおりご異議なしとお認めしてよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし

(坂井委員長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

次に、第17号議案「平成23年度当初予算について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(勝間企画経理課長)

第17号議案「平成23年度当初予算について」説明させていただきます。

予算のうち、教育に関する事務にかかる部分につきましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第29条の規定により、教育委員会の意見が求められますので、議案を提出するものでございます。

1枚はねていただき、平成23年度当初予算の編成方針をご覧ください。まずこちらで概要の説明をさせていただきます。

平成23年度の教育委員会所管の歳出予算総額は668億2,800万円余でございまして、平成22年度と比べまして、113億6,700万円余の減、率にして14.5%の減となっておりますが、これは主に科学館新館建設のための予算が平成22年度と比較して115億1,000万円余と大きく減となったことによるものでございます。

当初予算の編成にあたっては、まず学校教育活動の根幹的な予算である標準運営費や光熱水費等について、前年度と同額を確保して、安定的な運営を図れるよう配慮いたしました。

また、今日的な学校教育の課題に的確に対応するため、発達障害対応支援員の新設や日本語指導が必要な児童・生徒への支援などに費を配したほか、知育・徳育・体育の重点的事項として、国語力や体力の向上、あいさつ活動などの推進に取り組むことといたしました。

学校整備関係では、これまで耐震化を進めていたために遅れていた大規模改造のための設計費や、志段味地区の用地取得を含む学校整備など、必要な予算の確保ができたところでございます。なお、大規模改造につきましては、この設計のほか、22年度の11月補正予算で措置された整備費31億円強の工事も予定しているところでございます。

生涯学習、スポーツでは物件費の10%シーリングにも関わらず、市立図書館の図書費や部活動関連経費で前年度と同額を確保するとともに、冬季国体の開催や瑞穂公園ラグビー場大型映像装置更新の設計を予定しております。

それらの財源を生み出すために、平田幼稚園の廃園や稲葉地・名東プールの廃止を始め、事務事業の効率化による委託事業の見直しや、一部負担金の見直しなど行財政改革に取り組んだところでございます。

さらに歳入確保のため、不要土地の売却や科学館プラネタリウムドームにネーミングライツの導入等を考えております。

また、組織定員では、学校事務支援センターの設置を始め、必要な体制強化に取り組む一方で、学校用務員や給食調理員などの嘱託化を進めるなど、職員定数を見直し、教育委

員会全体で 66 人の減員をいたしました。

当初予算においては、総額こそ科学館の建設費の減で大きくマイナスとなっているものの、全体としては懸案となっていた様々な課題に対応するための予算について確保することができたものと考えております。

それでは 1 ページをお願いいたします。平成 23 年度当初予算の概要（教育委員会所管分）の、まず歳出予算でございます。ここでは、科目別の主な増減理由についてご説明いたします。「増減理由欄」には増減理由の説明のほか、主な新規拡充事項が掲げてございますが、これにつきましては、8 ページ以降の「主な施策一覧」で、概要を改めて説明させていただきます。

それでは、「第 1 項 教育総務費」のうち「第 1 目 教育委員会費」でございます。これは、教育委員の報酬始め、教育委員会の運営に要する経費でございますが、1,400 万円余の減額は委員報酬を日額制としたことによるものでございます。

「第 2 目 事務局費」は、教育長以下の事務局職員の人件費を始めとした、事務局の運営に要する経費でございます。1 億 5,000 万円余の増でございますが、これは、主に学校事務支援センターの設置など、体制強化に伴う人件費の増によるものでございます。

「第 3 目 教育指導費」は、学校教育の指導・支援を推進する事業のほか、国際理解教育、いじめ・不登校問題などの対策に要する経費でございます。

1 億 8,400 万円余の増となっておりますが、これは新規事項として、発達障害対応支援員の派遣や学校現場における外部人材の活用等が、また、拡充事項として、学習支援講師の増員や外国語活動アシスタントの派遣時間の増などが予定されているためでございます。

「第 4 目 学校保健体育費」は、児童生徒の健康管理や良好な学校環境を保持するための経費でございます。減となっているのは、主に学校給食費の公会計化検討調査費が皆減したことによるものでございます。なお、公会計化のためのシステム開発の予算につきましては、子ども手当の取扱いなどで不透明な点があることから見送られております。

「第 5 目 教育奨励費」は、要保護・準要保護児童生徒に対する就学奨励などに要する経費でございます。1 億 4,900 万円余の増となっておりますが、これは主に対象児童生徒数の増によるものでございます。

「第 6 目 教育センター費」の 4,900 万円余の減は、新規採用者数の減に伴う、初任者研修事業費の減等によるものでございます。

「第 7 目 野外教育センター費」の 2,300 万円余の増は、修繕費の増等によるものでございます。

次は、「第 2 項 小学校費」「第 1 目 学校管理費」でございます。4 億 1,000 万円余の減となっておりますが、これは主に、人件費の減によるものでございます。

「第 2 目 学校整備費」の 10 億 1,700 万円余の増につきましては、下志段味小学校の建設が本格化することに伴う建設費の増等によるものでございます。

「第 3 項 中学校費」「第 1 目 学校管理費」の 3,200 万円余の増は、学習指導要領改訂に伴う教科書及び指導書の購入の増等によるものでございます。

「第 2 目 学校整備費」でございますが、神丘中学校改築費の増等により 12 億 3,700 万円余の増となったところでございます。

「第 4 項 高等学校費」「第 1 目 学校管理費」の 8,300 万円余の減は、主に人件費の

減によるものでございます。

「第2目 学校整備費」は、耐震改修事業が完了したことにより、目を廃止いたします。

2 ページにまいりまして、「第5項 第1目 幼稚園費」でございますが、人件費の減等により1,200万円余の減額となります。

「第6項 特別支援学校費」の「第1目 学校管理費」の若干の減は、維持管理費の減等でございます。

「第2目 学校整備費」につきましては、4 養護学校での普通教室の冷房化事業費の皆減等により、目を廃止いたします。

「第8項 第1目 私学振興費」の1億2,200万円余の増は、私立幼稚園就園奨励補助の増等によるものでございます。

「第9項 生涯学習費」「第1目 生涯学習推進費」は、1億1,800万円余の減となっておりますが、これは主に、人件費の減等によるものでございます。

「第2目 生涯学習施設費」、「第3目 図書館費」の増につきましては、いずれも維持管理費の増等によるものでございます。

「第4目 博物館費」の増は、主に特別展共催負担金の増でございます。

「第5目 科学館費」の2億2,500万円余の増は、新館開館に伴う維持管理費の増等によるものでございます。

「第6目 美術館費」の減は、特別展共催負担金の減等によるものでございます。

「第7目 生涯学習施設整備費」は、冒頭でも触れましたが、教育費全体の大幅な減の要因である、科学館新館建設費の減等により、112億8,300万円余の減となったところでございます。

「第10項 第1目 体育振興費」の13億3,500万円余の減は、守山スポーツセンターの整備費の減等によるものでございます。

3 ページをお願いします。債務負担行為でございます。債務負担行為とは、複数年度にわたる契約の締結などにより、翌年度以降に債務を負う内容をあらかじめ予算で定めておくものでございます。

平成23年度予算におきまして、新たに債務を負担する事項は、志段味東小学校の改築、鎌倉台中学校校舎の増築、緑生涯学習センターの空調設備等改修工事、見晴台考古資料館の空調設備改修工事の4件でございます。

志段味東小学校の改築につきましては平成26年度まで、それ以外の3件は、それぞれ平成24年度にかけて工事を行うため、平成23年度分は歳出予算に計上し、翌24年度分以降の支出につきましては、それぞれ限度額を設定するものでございます。

また、「神丘中学校の改築」と「守山スポーツセンターの建設・運営」につきましては、すでに債務負担行為として設定しているもので、期間と限度額につき、改めて掲げさせていただきます。

4 ページをお願いします。教育に関する事務の補助執行に係る予算でございます。

トワイライトスクール事業等に関しましては、子ども青少年局が補助執行をしていることから、トワイライトスクールの運営費18億5,000万円余を始め、ご覧の経費に関しまして、教育費から子ども青少年費に組み替えて執行をするものでございます。

5 ページにまいりまして、職員定数でございます。

職員定数につきましては、66人の定員削減を行い、教育委員会の平成23年度職員定数は、2,934人でございます。

増減の主な内訳でございますが、総務部では、区役所改革の推進体制の見直しにより総務課で主事を減員する一方、学事課、学校整備課、施設計画室で体制強化等を図るほか、学校事務支援センターを新たに設置いたします。

学校教育部では、指導室、教職員課、学校保健課で体制強化等を図ってまいります。

以下、6ページにかけまして、ご覧の増減でございますが、6ページの上から4つめの学校用務員や給食調理員の嘱託化の推進により、業務士の大幅な減員も予定しているところでございます。

なお、定員につきましては、当初予算の説明の後、引き続き組織改正と併せて説明させていただきます。

7ページにまいりまして、主な見直し事項でございます。

主な見直し事項といたしましては、平田幼稚園の廃園と稲葉地・名東プールの廃止がございまして、その他事務事業の効率化や一部負担金の見直しなど様々な行財政改革に取り組んでいるところでございます。

また、主な歳入の確保では、不要土地の売り払いや、博物館等での常設展クーポンの導入、科学館プラネタリウムドームでのネーミングライツの導入がございまして。

使用料の改定といたしまして、名城庭球場駐車場の有料化で、現行の無料から、1回300円とすることで、270万円余の収入を見込んでおります。

新規開設施設では、守山養護学校高等部産業科を4月から開設いたします。定員は1学年27人でございます。

8ページをお願いいたします。主な施策一覧でございます。

新規拡充事項を中心に説明をさせていただきます。

「幼児教育」では、「幼稚園運営費」につきまして、22年度と同額を確保いたしました。

また、定期監査において指摘を受けた、本来公費で執行すべき事項に私費を充てていた件への対応として、備品購入費や工事請負費を1園あたり50万円増額いたしました。

子育て支援事業の預かり保育につきましては、現行の1園から5園に拡充いたします。

園庭の芝生化は、22年度の2園に引き続き、新たに1園で実施してまいります。

次に、「小中学校教育」のうち、学校運営費関係でございます。「標準運営費」につきましては、22年度予算と同額を確保いたしました。

特色ある学校づくりのための「マイスクールプランの実施」では、学力向上パイロット事業につきまして、小学校と中学校及び特別支援学校の校種間の弾力的な運用を図るため、各学校の運営費から教育指導費に組替をした他は、小学校・中学校とも22年度と同額を予定しているところでございます。

「学習指導要領改訂への対応」では、教師用教科書等を購入するとともに、本格実施される小学校外国語活動への対応として、外国語活動アシスタントの配置を拡充してまいります。

また、学校事務の適正管理等を目的とした「学校事務支援センター」を新たに設置する予定でございます。

「小中学校教育」の児童生徒指導関係でございます。学習支援講師の配置では、現場の配置希望の高い「基礎学習講座講師」と「発達障害対応支援講師」につきまして、基礎学習講座については11校、発達障害対応支援講師は16校での増員をしております。

また、新たに発達障害児童・生徒への主に生活全般への介助を目的とする「発達障害対応支援員」を16校で派遣しております。

「日本語指導が必要な児童・生徒の支援」につきましては、現行の「こんにちは名古屋」を「日本語教育相談センター」に改組するなど、サポート体制の段階的な強化に取り組むとともに、9ページでございますが、バイリンガルの母語学習協力員を現在の8名から3名増員いたしまして、11名配置する予定でございます。

3つ飛んで新規事項でございますが、「学校現場における外部人材の活用」として、人生経験豊富な外部人材を学校現場に登用しております。

「国語力向上の推進」と「体力向上の推進」につきましては、いずれも新規に教育委員会が重点的に取り組む事項でございます。

次に小中学校教育の施設整備でございます。

志段味地区の学校整備では、引き続き「志段味東小学校の改築」、「下志段味小学校の建設」等を実施いたします。また、下志段味小学校、志段味中学校の用地を取得するほか、上志段味地区の小学校用地を土地開発公社において先行取得する予定でございます。

また、アセットマネジメントに基づく学校施設のリニューアル改修の調査を実施するほか、学校施設の大規模改修工事のための50,000平方メートル分の設計を実施いたします。

10ページをお願いいたします。高等学校教育でございます。

「高等学校運営費」と「マイスクールプラン」につきましては、22年度と同額を確保する予定でございます。

「校舎の大規模修繕」は、耐震改修完了後の、緊急な修繕への対応のための経費でございます。

「入学準備金の貸与」につきましては、貸与者数を20人拡充して220人に対して実施する予定でございます。また、新規事項といたしまして、生徒が主体となって行う行事活動を支援するための「夢・チャレンジ支援事業」を予算化いたしました。

次に特別支援教育でございます。

「特別支援学校運営費」と「マイスクールプラン」につきましては、幼稚園、小中学校・高等学校と同様、22年度同額を確保する予定でございます。

新規事項といたしまして、守山養護学校の高等部に産業科を開設するとともに、就労支援コーディネーターの配置等、特別支援学校高等部の就労支援体制を充実しております。

また、22年度に肢体不自由学級を設置した千代田橋小学校はじめ4校にエレベーターを整備してまいります予定でございます。

次に、生涯学習でございます。

新規事項として、あいさつ活動の推進を全市で展開しております。

「部活動顧問派遣事業」、「部活動外部指導者派遣事業」につきましては、引き続き実施してまいりたいと考えております。

11ページをお願いします。

生涯スポーツでは、「第67回国民体育大会冬季大会」を平成24年1月から2月にかけて

て開催する予定でございます。

また、新たに瑞穂公園ラグビー場の大型映像装置設置の設計を進めてまいります。

文化にまいりまして、「歴史の里」の整備につきましては、引き続き埋蔵文化財の発掘調査を進めてまいります。博物館・科学館・美術館の特別展の予算はご覧のとおりでございます。

その他にまいりまして、「教員免許状の更新講習」、「名古屋教育史の編纂」につきましては、引き続き実施してまいります予定でございます。

私立高等学校授業料補助につきましては、保護者世帯の所得区分に応じた補助単価の引き上げを実施いたします。

最後になりますが、教育館では、引き続き整備方針策定のための調査を実施してまいりたいと考えております。

なお、この当初予算でございますが、議会日程の関係で、3月31日までに議決されない場合は、1ヶ月あるいは2ヶ月の暫定予算となります。

この場合には、新規拡充事業など一部の予算の計上は、本予算の議決まで先送りされることもあり、4月当初からの執行ができなくなります。

そのほか、参考資料といたしまして、平成23年度予算編成過程の公開、予算に対する市民意見を添付いたしました。予算編成過程の資料につきましては、これまでも過程ごとにお示ししてまいりましたが、今回は最終予算案が入ったものでございます。

予算に対する市民意見の表紙をご覧くださいますと、意見数といたしましては、1,039件でございますが、そのうち意見数が多かった事項のベストテンが掲げてあります。これは全市的な意見が多かった事項でございますが、教育委員会関係では、瑞穂公園ラグビー場大型映像表示装置更新工事始め、8件が入っております。予算の説明の中でもお話いたしましたとおり、瑞穂公園ラグビー場、発達障害対応支援講師、基礎学習講座、学校施設の大規模改造、日本語指導が必要な児童生徒に関する具体的な施策、学習指導要領改訂への対応、一つ飛んで発達障害対応支援員の派遣、小学校校舎の改築、いずれも23年度当初予算で対応したものであるということが言えるのではないかと思います。

(太田総務課長)

引き続きまして、平成23年度の教育委員会の組織・定員について、補足説明させていただきます。資料の最後に参考資料を2枚つけておりますのでご覧ください。

始めに「1組織」でございます。学校事務支援センターにつきましては、昨年度多くの学校において判明した「不適正な経理処理」等の再発防止策の一環として新設するもので、物品の一括発注等の拡大により、学校現場から学校事務支援センターへ経理事務を可能な限り集約するとともに、学校訪問による事務指導など、原則一人配置となっております学校事務職員へのサポートを行うものです。

市の職員である課長級の所長、係長級の主査、主事各1名と共に、県費職員の学校事務職員3名も当センターの事務に従事することとしております。

なお、センターの場所は丸の内中学校内を予定しております。

次に、アセットマネジメント推進体制の強化として、学校整備課に主査を、スポーツ振興課の体制強化として、マラソンフェスティバルの準備を担当する主査、スポーツ施設に

関する諸課題へ対応するための主査をそれぞれ新設いたします。

次に科学館の体制強化として、新館開館後に魅力ある事業展開を進めるために、普及担当の主査を新設いたします。

裏面をお願いします。

鶴舞中央図書館におきましては、今後の図書館の整備計画や、指定管理者制度等、効率的な図書館運営の推進などに対応するために主幹を新設いたします。

続きまして「2 定員」でございます。23 年度の定員は、委託化嘱託化の推進等により、前年度比で 66 人を削減し、2,934 人といたします。

主な増員につきましては、施設計画室では「小規模校対策に関する実施計画」の推進のため、また指導室では日本語指導が必要な児童生徒への対応や、学校現場における外部人材の活用といった諸課題へ対応するためそれぞれ増員をいたします。

また、教職員課につきましては、教職員のメンタルケア対策の拡充等、体制強化のために、増員をいたします。

主な減員につきましては、学校用務員・給食調理員の退職に伴う嘱託化を引き続き進めるほか、守山スポーツセンター、科学館新館の開館に伴い、開館の準備を担当したスタッフを減員いたします。

最後に「その他」といたしまして、教員の人材育成を、養成段階と現職段階とで一体的に進めるため、これまで教職員課が担当しておりました「なごや教師養成塾」を教育センターに移管いたします。

なお、最後のページに現行組織と改正後の組織との関係を図示した表をつけましたので、ご参照ください。

(野田委員)

予算編成過程の公開という資料の表の見方について、3ページ目から考え方が2つに分かれています。これはどういう区分ですか。

(勝間企画経理課長)

この表の見方につきましては、3ページをご覧くださいますと、事項名、要求概要、平成22年度予算額、平成23年度要求額、その隣が2段書きになっておりますが、上段が財政局案で、下段が市長査定の結果の予算案でございます。

(野田委員)

例えば7番だと財政局案ではゼロ査定だったものが、予算案では計上されたということですね。

(勝間企画経理課長)

そうです。

(伊藤教育長)

予算で認められなかった主なものを説明してほしい。

(勝間企画経理課長)

予算が認められなかった主なものにつきましては、先ほど少しお話いたしました学校給食の公会計化のシステム化の経費でございます。これは財政の査定でもやるなということではなく、現在、国でも学校給食費を子ども手当から差し引くといったことや、給食費にとどまらず修学旅行費等の学校徴収金を幅広くとらえて行ってはどうかという議論がされております。さらに、子ども手当法案自体がどうなるかということもあり、国の状況が不透明なため今年度は予算化が見送られたと伺っております。

それから、瑞穂図書館の移転改築、千種図書館の移転改築、これらにつきましても、市長は箱ものの整備については、一旦立ち止まって考えるという方針を出されており、まだそれを解いて進めていくという方針は示されなかったところでございます。

それから、歴史の里の基本計画、私立幼稚園の授業料補助の補助単価の増額、図書館の耐震改修といったものがございます。

いずれも教育委員会としては必要なものということで、来年度の実現に向けて努力いたしてまいります。

(坂井委員長)

学校現場における外部人材の活用は、いわゆる定年後の人を使うという話ですか。

また、教育委員会としては一生懸命やろうという姿勢でしょうか。

(安保指導室長)

まずは16名16校で試行して様子をみたいと考えております。検討段階では企業のOBで60才を超えた方を対象ということでスタートいたしました。が、仕事の内容にご理解をいただき、学校へご協力いただける方が見えれば、年齢にとらわれずにお問い合わせしように考えております。

(坂井委員長)

小学校の5・6年生で英語が始まり、中学校でも強化されますが、民間企業ですとずいぶん英語が得意な方がいらっしゃる。で、そういったところへ活用することは可能ですか。

(安保指導室長)

ご指摘いただきましたとおりで、英語につきましては予算でも認めていただいた割り振りの35時間分はありますが、それ以上に学校で活用したいという希望があって、そういった能力をお持ちの方がお勤めいただくということは十分考えられます。

(坂井委員長)

希望者が16人以上来た場合はどうしますか。

(安保指導室長)

従来からの外部人材として、少ない時間で学校に行っていただくということは可能です。

(坂井委員長)

学校ごとに、学校長の裁量でどんな方に来ていただきたいということは決められるのですか。

(安保指導室長)

外部人材の活用にあたっては、応募いただき、学校の希望とマッチングして、面接・研修を行うという手続きを考えております。それ以外の現在学校に入らせていただいております地域の方々、学校の先生が見てこの人なら、ということでやっていることも現状ではございます。しかし長期に渡る外部人材に関しては、そういった仕組みを新たにつくるため、現在検討をしているところでございます。

(野田委員)

関連して、以前は中学校でという話だったかと思いますが、その枠は外れたのですか。

(安保指導室長)

中学校ブロックでの活用方法をお示ししたかと思いますが、必ずしも中学校に限ったものではなく、流用する形で中学校ブロック内で動くことも考えていきたいというところまでお示しいたしました。

(三林委員)

今年度の予算案で公会計化のシステムを作る予算が確か9千万円ほど計上されていたと思いますが、子ども手当から差し引くことや、給食費以外を公会計化した場合、このシステムは転用可能ですか。

(原田学校保健課長)

学校給食費の公会計化につきまして、今年度は調査費ということで基本構想をつくるための予算300百万円をいただき、システム化のための仕様書を作成しているという段階ですので、システムの仕様書が使えなくなってしまうというものではありません。

(永井委員)

予算編成過程の公開の資料3ページの3番と4番をみると、発達障害対応支援講師と支援員は予算要求をしたがつかなかったということですか。

(勝間企画経理課長)

資料がわかりづらくなっておりますが、例えば4番の発達障害対応支援員の派遣をご覧いただきますと、1,800万円要求いたしまして、予算の結果③となっております。③というのはどういうものかと言いますと、局配分財源で対応、要するに財政局ではお金を用意しないけれども、局内で事業を見直すなどして財源をつくって対応することは構わないというものでございます。そういった事項につきましては、12ページに一覧を掲げてございますが、発達障害対応支援員の派遣につきましては、要求通り実施するように教育委員会

の中で財源を作ったというものでございます。

(永井委員)

発達学習支援講師も同様ですか。

(勝間企画経理課長)

発達学習支援講師も同様に3,000万円の財源を用意いたしました。予算の結果が③となっている事項につきましては、全て12ページに掲載されております。

(広瀬学校教育部長)

先ほど委員長からご質問がありました外部人材の派遣ですが、いままで学校ではゲストティーチャーを独自で探したり、様々なところから紹介を受けるということをしておりましたが、今回の外部人材は短時間ではなく、授業の補助や子ども達に対するお話など、ある程度長期的に学校にいることになるため、教育委員会が公募を行い、研修をして、学校の要求する人材とのマッチングを行います。非常勤講師は教員免許を持っておりますが、今回は資格がなくても、その人の特技を生かし、学校が有効に活用できる仕組みをつくることを16人という枠で認められたものです。

(坂井委員長)

年齢にはこだわらないですか。

(広瀬学校教育部長)

学校が求める人材であるため、年齢で区切ることなく、できるだけ人生経験豊かなということが加味されると思います。

(坂井委員長)

20代、30代の人を採用されることはないですか。

(広瀬学校教育部長)

例えば海外経験が長く、英語などの言葉がしゃべれる方や、企業にお勤めの方が科学的な技術・知識を持ってきて、子ども達に話ができるということもあると思いますが、それは年齢によるものかどうかということはあると思います。

(野田委員)

前より一歩進んだと思いますが、現在ゲストティーチャーに関わってみえる方が応募して、16人の中に入る可能性もあると思います。以前行ったアンケートに発達障害に関わってほしいなどいろいろありましたが、例えば3つくらいのカテゴリーの中で、5人ずつくらいを選ぶのか、あるいは予算枠だけ確保したということですか。

(安保指導室長)

今のご意見も含めて様々な手を使って、学校に入ってうまく回っていくような方を16校で試行し、これはいいものだということが認知されて、さらに応募者も増えていって、学校が活性化するという形を目指し、無理のないように進めていきたいと考えております。

(野田委員)

最初が肝心だと思いますので、慎重にお願いします。

(坂井委員長)

16人というのは原則として区に1人ということですか。

(安保指導室長)

必ずしも区に一人ということではありませんが、マッチングがうまくいけば、区に1人にしたいと考えておりますが、そうならない場合もありうるということです。

(坂井委員長)

教師養成塾を教職員課から教育センターに移管するねらいはどんなところにあるのでしょうか。

(寺崎教育センター所長)

教育センターは現職教員の研修機関であり、教師養成塾は実践的な指導力を身につけることが目的ということですので、そのノウハウを生かして行ってまいりたいと思っております。もう1つのねらいは、中教審において、大学段階の養成と教員になってからの現職研修をさらに関係づけて、養成から研修まで一体として人材育成を図ったかどうかということが提起されております。教育センターは教育委員会の中心となる養成機関ですので、各大学との連携もとりやすいと思っておりますので、教育センターが移管を引き受けたということです。

(坂井委員長)

これは教育センターの人員増には結び付かないのですか。

(寺崎教育センター所長)

2名の人員増となっております。

(坂井委員長)

他にご意見もないようですので、第17号議案につきましては、原案どおりご異議なしとお認めしてよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし

(坂井委員長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

これで、本日予定の案件は全て終了しました。教育委員会臨時会を終了します。